

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証の発行をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能な状態となつてからの登園となりますようご配慮ください。

## 登園許可証

### 【保護者記入欄】

( ) 保育園 ( ) 組 ( 歳児 ) 氏名 ( )
-----------------------------

下記の感染症に罹患しましたが、本日の診察では集団生活に支障がないと認められますので、下記の期日より登園して差し支えありません。

病名 ( 主治医記入欄・・・該当に をお願いします。 )

感染症の区分	病 名
第2種	<ul style="list-style-type: none"><li>・インフルエンザ</li><li>・百日咳</li><li>・麻疹(はしか)</li><li>・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)</li><li>・風疹(三日はしか)</li><li>・水痘(水ぼうそう)</li><li>・咽頭結膜熱(プール熱)</li><li>・結核</li><li>・髄膜炎菌性髄膜炎</li></ul>
第3種	<ul style="list-style-type: none"><li>・流行性角結膜炎(はやり目)</li><li>・急性出血性結膜炎</li><li>・腸管出血性大腸菌感染症</li></ul>
第3種 その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染性胃腸炎</li><li>・溶連菌感染症</li><li>・手足口病</li><li>・伝染性紅斑(リンゴ病)</li><li>・ヘルパンギーナ</li><li>・マイコプラズマ感染症</li><li>・RSウイルス</li><li>・A型・B型肝炎</li><li>・アタマジラミ</li><li>・伝染性軟属腫(みずいぼ)</li><li>・伝染性膿痂疹(とびひ)</li><li>・突発性発疹</li></ul>

登園しても良いと認められる月日 令和 年 月 日から

登園にあたって  
の注意事項 ( )

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印

表面

医師が記入した登園許可証が望ましい感染症

区分	感染症名	登園のめやす
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（乳幼児にあっては、3日を経過するまで）
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
	流行性耳下腺炎（ムンプス、おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失してから
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消え2日経過してから
	結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
第3種	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで（結膜炎の症状が消失してから）
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157.026、0111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
第3種 その他	感染性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	手足口病	解熱後1日以上経過し口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹が出現した頃にはすでに感染力は消失しているため、全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	解熱後1日以上経過し口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	A型肝炎	肝機能が正常であること
	B型肝炎	急性肝炎の場合、症状消失し全身状態が良いこと キャリア、慢性肝炎の場合は、制限なし
	アタマジラミ	駆除を開始していること
	伝染性軟属腫（水いぼ）	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
	突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと

上記の基準は、「学校保健法施行規則」に準じています。